様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年　4月　1日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）みらいこんしぇるじゅ  一般事業主の氏名又は名称　株式会社みらいコンシェルジュ  （ふりがな）やまうら しょうた  （法人の場合）代表者の氏名 山浦 章太  住所　〒860-0811 熊本県熊本市中央区本荘5丁目10‐18  法人番号　1330002011267  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社みらいコンシェルジュ　ホームページ | | 公表日 | 2022年　11月　3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「DXへの取り組み」ページ ”社長メッセージ”  <https://cras-life.com/dx/> | | 記載内容抜粋 | 私たちみらいコンシェルジュグループは、 今までにない不動産業界のあり方を提唱する新しい不動産会社です。  “販売したら終わり”というような不動産会社ではなく、「愛と信頼で永続する企業」になるために、 お客様とお会いしてから引渡し後までの一連のCX（顧客体験）の向上を追求しています。 また、CX向上を実現するためにはEX(従業員体験)の向上が必要です。幸せに日々を暮らす従業員でなければ、 お客様を幸せにすることはできないと考えております。 従業員やお客様を含めたステークホルダー、そして地域の皆様とともに、待ち遠しい未来を実現していくことが私たちの存在意義です。  CX・EXの向上を最大化させるためにはデジタル技術の活用は欠かせません。  みらいコンシェルジュグループのDX計画は、会社のビジョンそのものを示すものです。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は取締役会の承認を得た内容です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社みらいコンシェルジュホームページ | | 公表日 | 2022年　11月　3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「DXへの取り組み」ページ ”DX推進の戦略”  <https://cras-life.com/dx/> | | 記載内容抜粋 | ■CXの向上  STEP1：情報の発信   * デジタルチャネルを活用した協力会社との提携による豊富な物件情報提供   STEP2：物件の紹介   * 360°VRシステムやWEB会議ツールを活用したオンラインでの物件内覧 * お客様の希望条件と販売可能物件のAIマッチングシステムの開発   STEP3：ライフプランの提案   * ライフプランシミュレーションソフトの結果に基づく的確な提案   STEP4：契約手続き   * 電子契約ツール導入による契約手続きをオンライン化   ■EXの向上  STEP1：職場環境の改善・整備   * デジタルデバイス貸与、デジタルツール活用を推進 * リモートワークの環境整備   STEP2：社内外の情報共有・コミュニケーションの円滑化   * コミュニケーションツールの活用（社内） * 本支店間のWEBカメラ連携（社内） * 協力会社と施工管理ツールの共同利用（社外） * SFA/CRMとLINEの連携による、EXの向上   STEP3：業務効率化・自動化   * 不動産ポータルサイトの物件情報管理にて一元管理ツールを活用 * 新設コーポレートサイトとマーケティングオートメーションツールの連携による、CX向上のための集客・追客システムの構築 * 全社員のタスクの見える化と平準化、およびタスク情報をマネジメントに活用   STEP4：人材育成  ・営業活動データの分析によるボトルネックの特定  ・データに基づいた営業担当者へのアドバイス | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は取締役会の承認を得た内容です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社みらいコンシェルジュ　ホームページ内  「DXへの取り組み」ページ "DX推進体制"  <https://cras-life.com/dx/> | | 記載内容抜粋 | ■人材・組織体制  PHASE 0　[2023年2月]  ・DX推進室の運営開始  ・CX推進課の設置  ・CRMシステム認定管理者の設置  ・DX対応の新社屋  ・SDGsの取り組み  PHASE 1　[2023年]  ・DX推進室をDX部に変更し、各部署を横断した業務効率向上・課題解決  ・IT関連資格取得促進  ・eラーニングを用いた学習促進  PHASE 2　[2024年]  ・くまもとDX推進コンソーシアムへの参加による、DX成功事例の学習  ・IT関連資格取得促進  ・eラーニングを用いた学習促進  PHASE 3　[2025年]  ・熊本県警外事課の支援を受け、サイバーセキュリティに関する知識と意識の向上  ・対外的なDXコンサルティング事業を開始予定  ＜体制・組織について＞  経営直轄である、「DX推進室」を中心に、定期的に「DX会議」を実施しているます。「DX会議」では会社状況・社会環境を鑑みたデジタルツール導入や改善、および全社のデータ活用等の方針を検討しています。  ＜人材の育成・確保について＞  DX関連メンバーにおいては、SFA/CRMシステム（Salesforce）の公式資格試験・情報処理技術者試験などITの基礎知識に関する学習や、DXに関する各種オンラインセミナーに参加による最新情報の収集を継続して行っております。  また、サイバーセキュリティに関する学習・生成AIの活用も進めております。  本年より、システム担当者が新たに入社するなど、専門人材の確保も行っております。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社みらいコンシェルジュ　ホームページ内  「DXへの取り組み」ページ "DX推進に向けて"  <https://cras-life.com/dx/> | | 記載内容抜粋 | ■システムの環境整備  PHASE0　[2022年]   * スマートデバイスなどの電子機器を貸与 * 本支店間をWebカメラで常時接続することで、担当者の状況を把握 * コミュニケーションツールによる、手軽且つスピーディな情報共有を実現 * リモート環境を整備   PHASE1　[2023年]  ・システムの活用による、スピーディ且つ効果的なマーケティング・営業活動・アフターフォローの体制構築  ・SDGsへの取り組み状況をシステムで可視化  PHASE2　[2024年]  ・社内の稟議申請～承認フローの自動化  ・ROI・CVR等の指標の自動生成システムの構築 PHASE3　[2025年]  ・サイバーセキュリティ経営ガイドラインを踏襲し、自社用に作成したガイドラインに則った生成AI活用による業務効率向上  ・SFA/CRMとLINEの連携による、EXの向上  ・お客様の希望条件と販売可能物件のAIマッチングシステムの開発 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社みらいコンシェルジュ　ホームページ | | 公表日 | 2022年　11月　3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「DXへの取り組み」ページ "DX推進の成果指標"  <https://cras-life.com/dx/> | | 記載内容抜粋 | ■ CXの成果指標   * お客様満足度 * ライフプランシミュレーション提案数 * デジタルチャネル受注件数   ■ EXの成果指標   * CRMシステムへのログイン率 * コミュニケーションツールのログイン率 * 業務デジタル化・自動化・省人化実施件数   テレワーク実施率 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年　11月　3日 | | 発信方法 | 株式会社みらいコンシェルジュ　ホームページ内  「DXへの取り組み」ページ ”社長メッセージ”  https://cras-life.com/dx/ | | 発信内容 | 私たちみらいコンシェルジュグループは、今までにない不動産業界のあり方を提唱する新しい不動産会社です。  “販売したら終わり”というような不動産会社ではなく、「愛と信頼で永続する企業」になるために、お客様とお会いしてから引渡し後までの一連のCX（顧客体験）の向上を追求しています。  また、CX向上を実現するためにはEX(従業員体験)の向上が必要です。幸せに日々を暮らす従業員でなければ、お客様を幸せにすることはできないと考えております。  CX・EXの向上を最大化させるためにはデジタル技術の活用は欠かせません。  そのために弊社はDX推進室を新設し、定期的にDX会議を実施しております。  本計画の遂行を通じて、CX・EX向上の最大化の実現に取り組んでまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年　3月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | くまもとDX推進コンソーシアムへの参加・Salesforceカンファレンスへの参加による、情報処理システムの最新情報の収集・自社の課題の把握と改善策の模索を継続しています。 また、「DX推進指標自己診断フォーマット」による自己診断を行い、自社が利用する情報処理システムにおける課題を把握しました。  自己診断結果は「DX推進指標　自己診断結果入力サイト」にアップロードしました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　6月　～　現在継続中 | | 実施内容 | 2022年6月20日、SECURITY ACTIONの２つ星を宣言しました。 2025年2月11日、情報セキュリティガイドラインを策定し、全社共有しました。 2025年2月25日、熊本県警外事課に依頼し、サイバーセキュリティについてのアドバイスを受け、セキュリティシステムの改善を図っております。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 |  | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。